A.

8

◆監査公告

目

次

昭和二十六年度鳥取県税事務所外一箇

所定期監査の結果

監 査 告

を示せば次の通りである。

地方自治法第百九十九条に基き昭和二十六年度にかかる ◆監查公告第八十二号

左記解の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公

昭和二十八年二月二十八日

表する。

鳥取県監査委員

山岸 上 本

層努力されたい。

鏡嘉

同

同

木

南 田

貞 玄

治

月

H

昭和四年四月十五日第三

鳥取県税事務所 監查執行箇所

昭和二十七年十月二十四、二十五日

米子県稅事務所 鳥取、米子両県税事務所を監査した結果不正不当と認め れつつありその運営は適当と認めた、 られるものなく、又、昨年の指摘要望事項は漸次改善さ 槪 同 年十一月一日 両所の一般的狀况

一、昭和二十六年度中に於ける両所の県税收入狀况を比 めて重大と認めた。又両所昭和二十六年度未收繰越額 ば調定總額の五九、三%に当り收入済總額は五七、○ 較すれば次の通りで徴収狀况を県下のそれに対比すれ は県下未收繰越額の七三、 両所が県財政確立上に寄与する役割は極 ○%を占めており、 今後一

鳥

取

稅

外

一、六一九、六宝九、1七

九七、一五一、三

計

|五七、五〇二、三七二、六九

1三四、三公、四八四、三八

九、二四、00

河。一一七、七四、四一

11.01

県

稅

|玉玉、八八二、七|三、玉二

1三三、二八九、三三二、九宝

三二、四九五、二六六、五七

六三、玉巴、八四

兲、豐 三0、公宝% 所

稅種別

定

總

收

済 額

不

納

欠

損

額

済

額

額の比る

昭和二十六年度県稅徵收狀况調

事柄であるが徴稅成績に追はれるため新しいものに重

要素とする。

下事務吏員二十五名の中三年以上の経験者一六名であ

下二十二名の中一四名に り徴収係は五名である。又、

して徴收係は三名であり税務

米子県税事務所も所長以

ような狀態が反復されることは一般善良

いものは第二次的に処理する嫌があるよ

面所長以下職員の重大責務でもある。

昨年も指摘した

の滯納額を如何に消化するかが徴收上の惱みであり一 に過ぎず憂慮すべき現狀である。両事務所として前述 三六%にも及んでいる。然るに收入狀况は四二、三%

三、惡質滯納者に対する処分が比較的放慢の傾向にあり

創意と工夫を講じられたい。

も支障を來すものと思われるの

で今後の徴収について

公賣処分も殆んど貧困零細者であるために滯納処分費

も徴收出來ぬ場合が多いようであるので考慮すべきである。

県税事務は一般事務と異り経験者であることを一大

しかるに鳥取県税事務所に於ては所長以

十四万七千余円の豆額に達し、県下總繰越額の六二、

昭和二十五年度以前の両所滯納繰越額は三千四百六

鳥取県公幸

計

元二五四

三三二、二五三、一八九、六〇一四、八〇一/

四0、四三三、0三八、宪

一四、三芸

1四5、001、1六三、to

公公

六、一

	報 (号外) 第 12 号							昭和284	年2月28日	土	曜日	鳥	取	県	公 幸
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					割に	り尚						
3	*	鳥	戶					が納税	整		計	3		米	
-	F.	取	· 名	i		77		期思想	してお		н			子	
	E.	画	件	滯			,	割が納期限内に払込まれず滯納額となつている。に納税思想の低下により両所とも調定總額の八割	理しており、と徴收済額の中に	計	稅	県	aı	稅	県
9	- 1 1 1 1 1 1	四、四	数	納				払んに	やたった	āT	外	稅	計	外	稅
3	10 12		金	/N 3				まれま	れが原						
3	一〇七、三七八、九六四、七三 七、七四二 ク	二四、八七四、二二四、八七		稅	昭和			滯所	界の通	二七六、九六四、五九八、五七	=	二七四、四四九、九四王、五九	五		灵
1	九六四		額	額		*	· 5	額も	経りなる	光 四、	五四	四九	罢、	盆、	至、
3) 		1958	101	六年度滯納稅額整理狀况調		1. 9	なった。	因は経済事情の反映と加うの通りそれぞれ所員徴收に	表へ、	二、五一四、公三、九	光堂、	一九、四六二、二三五、八八	八九四、九九三、八一	六、英七、三三、0七
-	せ、七四	上0美作	納		度滯	, V		ていい	の反所	土	- 突		八		- 모
	- //	件	期後	滯	納稅			る八の割	映と	声		=	10		10
1.3	3	بارا [納人	納	額整	£	· ¥	との至	後かに	三四六、三四、11三	一、八九二、一四里、一四	三四、六三、九六八、六	10年、三三七、六二九、1四	八品	
1.0	DEC	<u> </u>	払	稅	世 狀 2				るよ		完	、类公	一、六二九	八九四、九九三、八一	一、章
1 1 1 1	11三、11五〇、七五六、八五	14.141.141.48	込額	額	調調			· .	る况	쯸	<u> </u>	元	<u> </u>	스	壹
	숲_								のから						
-	七、二六五	七、0八件	所	整	A COMPANY OF THE PROPERTY OF T				今後れ	奕		夬			
13	六五.	件	員	理					税 未	光、六六七、九0		九八、六六七、九0	玉三、九0		五五三、九〇
	六六、	宝、	徵	狀					思報線	<u>お</u>	1.	力	力		力
	九0三、	24、	收	况				1	普の	푱		四九	-		七
	六六、九〇三、六二一、1四	七五、〇九七、五七二、五六	額				,		X等に 系加を	憲	益二、	七九	畫		
-	[74]	罢		ir 誰					も認め	五〇、三四一、八一七、二五	六二二、五〇七、八四	四九、七一九、三〇九、四	七、川西、四川、八四		1中,111四、0四二、八四
九0、丟		今	紹紹	対定す終					段の	壸	益	쁘	益		益
	丢	10. = %	0	滯に調 納対を総 初する額					努 を 得						
			比員	対滯					ので今後納税思想の普及等にも特段の努力を望む。から見れば未收繰越の累加を認めざるを得ぬことと		_	_	_		
	六 三 三	70、1回	侵収の	対滞れる新に		7			ζ.	スス	温、岩	ベニ	严重		西五三
		%	V	י וינו	1				な						

きであ

Ŧ,

昭和二十六年度中調定額

五五、

八八二、

七

(号外) 第 12 号

Ŧ, 又待遇改善につき特に配意すべきである。 接住民に接し常時多額の公金を預るので絶えず知識 職員の異動には特に考慮すべ 向上と人格の培養等について研修をなすべきである。 税務職員は公正嚴格にしてしかも信賴感を以つて直

留意されたい。以上両県税事務所の県稅徵收成績如何 は県行政を左右する重大使命をおびているので折角努 つてすべきであり適宜減額するが如きことのないよう ついては理論的根據の下に課稅客体を調査し信念を持 力を切望する。 両所とも既調定に対する再調査減額が多い。 である。 尙両県稅事務所別の監査概况は次の通 課稅

鳥取県公報

鳥取県税事務所 監査委員 昭和二十七年十月二十四日、二十五 日監査 £ 鏡

前山 木 田

同 同

治

玄

止めることに努力せられたい。 の嚴密調査、 性を甚だしく失墜することとなるので個 額近くの金額一一七万円件数二七一件に及んでい しかし米子県税事務所 のような再調査による誤謬、减額訂正は課稅の信頼 は前年度分より金額、 の本年度第一種事業税の再調査に 適正課稅に留意し、 の六九万余円一三二件に 件数共减 再調査を最少限度に 11 々の事業所得 しては 比 V し倍 る。 る 3

認めるが、 般法人設立数三百数十社で二十六年度、未決件数三二 の未決件数は、八二件ある、 含め四百数十社ありなお増加の趨勢にあるが現在課稅 六件に比べると、課稅処理狀况は良好であつて結構と 当所管内二十六年度一般法人数は支店設置法人数を 課稅促進に努められたい。 しかしこれが未決のものについては絶えず 米子県稅事務斫管内の一

遊興飲食税の申告狀况は適正税額、 申 告 勧奨によ

とは謂え將來共嚴重に資料の蒐集、実態把握檢稅を行る実狀から見て前年度より業者との軋轢が少くなつた 斷の努力が緊要と認める。二十六年度內の更正決定し が納稅狀况は二、三ヶ月乃至数ケ月、甚だしい い適正課税に一層の努力を希望致したい。 た件数一〇九件、 り業者数月平均三五七の約九○%程度が申告して 年近くも滯納しているものもあるので徴收確保に不 異議の申立たもの五八件を数えてい のは いる

(号外) 第 12 0 39 0

入を容易にする方法としても適策と思考するので つき讃否両論あるようだが主管課としても之が運用 を見ずして中絕したことは遺憾である。叉之が採擇に を收めつつあつたが四月の鳥取大火により充分な成果 により分納等も考慮した納得納税に努力し相当な成果 当所は二十七年一月より滯納整理を催告式整理方法 めており、 徴収成果を挙げるためにも又滯納者の納 高度

> 努力を望む。 三〇、八%の徴收整理となりこれ又不振であり一 錢に対する年度內收入五、二三七、一○七円四三錢は 前年度よりの未收繰越額一七、〇一三、六八三円七二 越總額の四七、八三%を占めており遣憾である。更に 年度繰越した未收額三二、五九三、三八〇円は県下繰 り県下平均率に比し、六、 一二三、二八九、三三二円九五銭で、七九、 三円五二錢は全県下の三三、七%に当り收入済額は 一%下廻つている。 ○九%な なお翌 層の

額の約七一%に達しておりこれが罹災者の救済策とし 二、九六〇、千余円、八員約一、 二六六円五七錢であるがとの內罹災による ○人程度で他は罹災後市内に 牧猶予をしているが猶予申請して て県条例の規定するところに據り余儀なく一年以内徴 当所の二十七年度への未收繰越額は三二、 外へ離散等で 一時所在不明となつてい お 八〇〇人あり前記繰越 \lor て住居の変更或 いるものは現在三〇 ・るもの ものは二 四九五、 があ いは

ないの

で早急整理に努力されたい

て最少限のこれが物件を保管する倉庫が絶対必要と認

(号外) 第 12 号 県会計課の倉庫を借用しているが県稅徴收上か 当所には差押物件を格納する倉庫を持

たず

時

的

ら謂

0 K

九、入場稅、 簿を設ける等して詳細に、記錄して置くことが窒まし を記錄して 置くため 復命書を徴 するか県稅 檢査記錄 めるので当局の配意が望ましい 遊興飲食税の 檢稅実施した 場合その 実態

Ó であるが 年度より補助整理簿に登記し処理しつつある事は結構 たもので税外(延滯金加算金等)の残つたものは整理 カードのみに依存し不明確になつていた。幸い二十 (繰越)に登記し明らかにしているが本税完納となつ 滯納による未収繰越で本税の伴なうものは徴収簿 しかし二十六年以前のものが 全く記帳され t

左の点考究を要す 出納事務は別に不正不当と思はれ る事項はない

ならぬ つけるやら努力すべきである。 その儘放置 收猶予等の何れの措置をとるとしてもその整理は容易 と想像されるが漸次調査し早急何等 して いるが旣定額 による徴收若 か L Ø ζ 結果 は、 を

六一、 りで、 の滯納稅額は漸く四四、 昭和二十六年度中の差押並びに公売狀况は次表 ○二八円を收納しているが滯納總額中公売処分 滯納總額の二○、 四%に当り残額は担稅不能を 一%が差押中で公売により (1) ---

昭和二十六年度県稅差押整理狀况調

規年度 区分 年度 計 八、三六六 10七、八六〇、 天大 件数 二三四、八七四、八七四、八七四、八七四、八七四、八七四、八七四、八七四、 六三、三、 金 額 二、七〇九 一、完宝 一、六四 差押 数 二五、101、 五六五、七〇二、八四七、 1四、三宝玉、 本稅額 に 対 す 三〇六、宝宝 一员、宝 外の差 稅本押 稅時滯 納売差 拠の押 分際が が 公五、四〇九、五〇 至、公兄、吾0 のび 額 100 滯公 1、1八0八、至三五、三0 五二四、八四二、十0 六六九三、六九二、 數 本 差押及び公売 稅 (三、三) (一) (三、110) 稅 によ 外 分滯 費納 処 る徴收済 **王、公芸** 五、六五六四、九六一、七〇四三、二六八四四、 1100 大 (1) 110) (1) 110) 三、北京八、 二、二、八、 二、六〇) 計 行公停売 本稅 止の 띰 処結 分果 執 稅外

والأد

Mr.

誦 る。 円四○錢の巨額であり相当長期間そのままとなつてい 力の殆んどない があろう。 をそぐもの もない。 叉差押中の滯納稅額は一六、六二九、 に相当研究を必要と認めるが実施結果を見ると負担能 理 由に執行停止 差押が長く続くと効果が薄くなり、盆々納稅意思 と認めるので効果的 して処理 ものに対し行うと、 L た V る。 な対策を検討す 云つた憾がな なお之等は 六九七 る必要 技 術 5 で

う心掛くべきである。	際は当日若しくは先日迄の分を全額復命引継するよ	余円を預金残として三月末に持越している。復命の	五万七千余円を復命引継し乍ら、なお二十三万一千	託し後日正規復命し引継ぐやうであるが三月十一日	命が遲延勝となる。即ち徴收稅金を主任出納員に寄	各徴収員(分任出納員)より主任出納員に引継復	
-------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	--

するよう留意すること。 が散見されたが間違の元とな 現金領收証発行の際現金を落し発行 る 0) To 愼 してい 重 K 現 領 たも 発行

である。 收入としていた、又現領の取扱で年度を区分する 処理と区々であつたが何れ め、本税と延滯金を別葉として発行したものと同 ち三月三十一日発行の現領による領收を二十七年度 税外収入金は年度区分を嚴格にすべきである。 かに統一 し明確にす べ た

個別調査を嚴格にするよう留意せられたい。

監査委員

同

木

政

昭和二十七年十一月

一日監査

税客体の把握に努める等して早急に課税の促進を図る

法人事業の精査は專門技術を要するが研鑽を重

ね

鏡 嘉

学的に基準を求め合理的な所得額の把握に努めるべく 由となり且つ减額が目立つている独自の構想により科 参考にしているためその中の給与所得額が再調査 第一種事業税の賦課は所轄稅務署の課稅標準を有力 况 0 理

の適正に努むべきである。 較の上均衡を図つていることは結構であるが個人別事 業所得調査を總べて現地に臨み今少し詳細に爲し課稅 第二種事業税賦課は全部のものを各業態別に列記比

の二十六年度末現在未決件数三二六件(休業法人を含 一般法人数は三五五社にしてこれが法人事業税課税

0

. 1

昤

治

とする。 税の確保を期していることは並々ならぬ労苦を認め多 又惡質特別徵收義務者の摘発等も强力に行う等して徵 く進捗していないものがあるので格別の努力を希望すべきである。特に鳥取県稅事務所の実狀に比べ甚だ敷 当所は間税関係の申告納入と嚴重なる檢稅を実施し

理されたい。 月日の不突合のものが散見されたので今後は嚴格に処 **参交付請求書と受払簿に番号の記載なきもの及び出納** 五、入場券の出納は一応整理してあるも一部業者の入場

六、遊興飲食税の檢税は極力実施しているようであるが 課税額に対し調定減が多いのでこれが対策として最底 目標額を定め申告を促しているが目標とした決定額に いても更に検討を要するものがある ようである。 な

置くことが望ましい。 確にして置くためにも県税実施記錄簿を設け記錄して す上からして之に代る経験者の配置轉換を考慮された お経験ある主事二名が休職中であるが適正な調査 又之が檢稅に対する記錄がないので実施結果を明 を

八

(号外) 第 12 号

率を稍 %に当る九、四二五、四○一円四二錢が徴收整理され められたい。 何れにしても両県税事務所共県下の重要部門を占めて %に当り鳥取県稅事務所に比べ八、○七%少ない 五六七、二三二円〇七錢で県下調定總額の二五、 る。 おり鳥取県税事務所に比べ遙かに優位にあり喜びに 当所の昭和二十六年度中に於ける調定額は一一八、 へない ○四二円八四錢に対する年度内收入は五三、 なお之が收入率は八五、 ×上廻つている程度であり一段と收入確保に努 而し尙ほ相当額未收となつているので努力 又前年度よりの未收繰越額は一七、 四七%で県下收入平均 四五 が 六四

土曜日

鳥取県公報

昭和28年2月28日

叉滯納処分費も二万二千余円未收のままと な りの九割余りは不能に近いものとして処理している。 **况も公売結果は一割足らずが漸く收納出來た程度で残** とし特効を待つと謂つた憾がないでもない。当所 所と大同小異であるが担税力の乏しい者並に不能に近 事務所に比し余り実施していない。即ち之が執行 通りであり滯納總額の五、二一%が差押中で鳥取県稅 い者のみを行うようで相当額の不足額は執行停止 二十六年度中の財産差押並びに公売処分狀况は左 つてい 処分 は他 Ø 狀

る。

前年度

九、四二五一七四七、三六

現年度

五、五八二八九、七四五、

滯納処分費広告料一二、

五六〇円を事業税の督励

昭和28年2月28日

土曜日

鳥取県公報

計

(号外) 第 12 号 10

区分

額

昭和二十六年度県稅差押整理狀况

件数

額

件

数

本稅額

外の差 税本押 税時滯

納売差押及の際ので 第

滯公

数

本 稅

稅

による徴收 分滯 費納 処

> 額 計

行公 停売 止の 本稅

結果執

稅外

益々納税思想に悪影響を及ぼすので善処を望む。 を備付け記錄の万全を期している。 のみに依存していたが幸い二十七年度より補助整理簿 %が差押中のようである。此の狀態を持続するこ 更に未收として翌年度に繰越している額の一 (延滯金加算金等)の未收は調定せずして整理カ 県税の中本税のみ完納したものの 之に伴なう Ø 1五、00七 九六四、七三 Ø 付けて \lor Ø で早急整備され 而し二十六年度以 Ĩ とは た $\dot{\circlearrowleft}\cdot \ddot{\wp}$

各出納員の徴收に係る税金は適確に引継ぐべく 事故未然防止の上からして留 意 さ n た 心

						JE H		wa.				IX.		7
きである。	(で) 年度を誤つたものをの還付しているが更正すべ	いるが一括が望ましい。	際還付金と加算金を相当期間遲れ別個に支払して	いるが今少し早く整理すべきであろう。又還付の	(b) 自動車税の還付を四、五ケ月経過して還付して	当と認める。	付しているが西伯地方事務所に振替えるべきが適	⑴ 管外のものを誤つて拡込んだ所得稅を本人に還	④ 過誤納金の取扱で左の事項は適当でない。	して寄託し復命の際払込すべきである。	③ 公売代金を一週間程度預金しているが、外現金と	た。	自動車の借上で督励用に使用しているもの で あつ	に使用していたが徴税費にて支出すべきである。又
•			<u> </u>									,		

1、1七三二、六七1、00 四 1、五八八 五、五九六。 7五六、九〇四、 六五六、九〇四、 四1六二、九三五、010、00 四十六次元 三元、二、五、 00、中间书、回回 11、五八、00 111、01元、00 れるものはたかつたが取扱に於て次の点留 意 さ 以下職員一同事務処理に留意し別に不正不当と認めら 掛けているが二十六年九月頃のものが長期間保管さ れていた。 出納經理は二十五年度不祥事件を起して以來所長 なお各種簿冊の備付記帳は良好であつた。 n た